



## 札幌市の自転車政策

～歩行者が快適に通行できる街、景観の良い街へ～



令和6年11月 SAPP\_RO  
札幌市建設局自転車対策担当課

1



## 札幌市の概況

### ◆ 札幌市の特徴

- ・ R4 (2022年) に市政施行100周年
- ・ 年間約5mもの雪の降る地域
- ・ 人口約196万人
- ・ 北海道の中心都市、観光の拠点
- ・ 都市と豊かな自然が共生する環境
- ・ 全国的にみても少ない自然災害



### ◆ 都市のリニューアル

- ・ S47(1972年) 札幌オリンピック開催を契機に、地下鉄等のインフラや公共施設、民間ビル等の集中的な整備
  - 約50年経過し、都市基盤の老朽化
- ・ 北海道新幹線の札幌延伸、開業予定
  - 民間開発の動きが更に活発化



2

## 自転車の利用と課題

### ◆ 自転車の利用と課題

- ・自転車は幅広い世代が利用できる身近な乗り物であり、多くの市民に買い物や通勤・通学、余暇活動など様々な目的で活用され、生活に不可欠な交通手段として定着。
- ・ルールやマナーが守られないと、歩道上における迷惑駐輪や歩行者との事故の増加など、多くの課題も顕在化。
- ・主要駅の放置自転車台数：札幌市は全国ワースト3位（R3実態調査）

### ▼ 駅周辺への自転車等の乗り入れ状況等（自転車利用実態調査）

年度	乗り入れ台数	路上放置台数	駐輪容量
R1	55,500	6,772	57,205
R2	45,351	3,982	58,823
R3	40,335	2,597	59,380
R4	45,617	2,841	59,517
R5	43,682	1,806	60,431
R6	44,796	1,537	59,250



## 札幌市自転車活用推進計画

### ◆ 計画策定

社会情勢の変化や自転車利用の多様化に対応するため、「札幌市自転車利用総合計画（H23策定）」を基に、R5年12月「札幌市自転車活用推進計画」を策定。

### ◆ 計画の基本方針

<p><b>方針1 自転車通行空間の整備</b></p> <p>① 自転車ネットワークの充実</p> <p>(1) 自転車通行位置の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて自転車通行位置の明確化を図ります。</li> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区のゾーンを踏まえて自転車通行位置の明確化を図ります。</li> </ul> <p>(2) 自転車ネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で快適な自転車通行空間を確保し、自転車ネットワークの強化を図ります。</li> <li>● 安全で快適な自転車通行空間を確保し、自転車ネットワークの強化を図ります。</li> </ul>	<p><b>方針2 総合的な駐輪対策の推進</b></p> <p>① 公共駐輪場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅周辺や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて公共駐輪場の整備を図ります。</li> <li>● 駅周辺や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて公共駐輪場の整備を図ります。</li> </ul> <p>② 民間による駐輪場整備の促進検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐輪場費の削減や民間による駐輪場の整備を促進します。</li> <li>● 駐輪場費の削減や民間による駐輪場の整備を促進します。</li> </ul> <p>③ 放置自転車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて放置自転車対策を実施します。</li> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて放置自転車対策を実施します。</li> </ul>
<p><b>方針3 自転車の安全利用の推進</b></p> <p>① 自転車利用ルール・マナーの啓発・認知の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて自転車利用ルール・マナーの啓発・認知の促進を図ります。</li> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて自転車利用ルール・マナーの啓発・認知の促進を図ります。</li> </ul> <p>② 安全・安心な自転車利用の更なる促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて安全・安心な自転車利用の更なる促進を図ります。</li> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえて安全・安心な自転車利用の更なる促進を図ります。</li> </ul>	<p><b>方針4 幅広い自転車活用機会の創出</b></p> <p>① 主眼とするサイクリング環境の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえてサイクリング環境の創出を図ります。</li> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえてサイクリング環境の創出を図ります。</li> </ul> <p>② シェアサイクルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえてシェアサイクルの活用を図ります。</li> <li>● 駅前地区や中心市街地等の駅前地区や駅前地区のゾーンを踏まえてシェアサイクルの活用を図ります。</li> </ul>





## 総合的な駐輪対策の推進

### ◆ 駐輪対策の流れ

- ・ 放置自転車の多い駅周辺で公共駐輪場の整備を進め、併せて放置禁止区域の指定を行い、放置自転車等の撤去を実施。
- ・ 駐輪場への誘導や啓発活動により、適正な駐輪場利用を促進。



5



## 駐輪場の設置・整備

### ◆ 札幌市の駐輪場（R6.9末現在）

- ・ J R及び地下鉄駅周辺等に 285か所設置（施設容量：59,250台）
- ・ 都心部24か所：有料駐輪場、その他261か所：無料駐輪場
- ・ 利用期間：一部の通年営業を除き、4月～11月まで

冬期は雪が積もるので駐輪場を閉鎖します！



▼建物型の屋内駐輪場



▼路上の駐輪場



▼路外の駐輪場



6



## 駐輪場の整備手法①～④

### ① 用地の取得

例) 北18条駅駐輪場

駐輪需要が多い地下鉄駅周辺の用地を取得して駐輪場を整備。



### ② 歩道の活用

例) 札幌駅周辺の路上駐輪場

一定以上の歩道幅がある路線に、可動式の車止め柵による路上駐輪場を設置。



### ③ 道路の地下空間を活用

例) 西2丁目線地下駐輪場

道路の地下部分を活用して駐輪場を整備。



### ④ 未利用地の暫定利用

例) 北1西6暫定駐輪場

公共や民間のビル建替え等に伴う一時的な未利用地を活用して暫定駐輪場を整備。



7



## 駐輪場の整備手法⑤～⑦

### ⑤ 民間との連携

例) 南2西4五番街駐輪場

民間事業者と連携を図り、駐車場の上空部分を活用して駐輪場を整備。



### ⑥ 都市開発等との連携

例) 北1西1地下駐輪場

都市開発と併せた駐輪場整備により、市単独による整備よりも、用地の有効活用や事業費の低減が可能。

事業者は公共貢献により、容積率緩和等の制度を活用できる。



### ⑦ 既存駐輪場の機能拡大

既に高度利用が図られている地域では、新たな用地確保が難しいため、既存の駐輪場において、複層式の駐輪場整備や2段ラック等の設置により、駐輪容量を拡大。



例) 麻生バスターミナル駐輪場

8



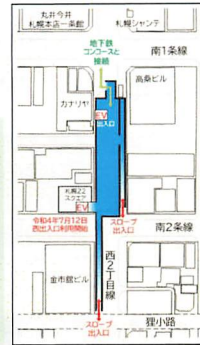


## 都心部の駐輪場整備① (西2丁目線地下駐輪場)

- ◆ 西2丁目線地下駐輪場の整備
  - ・都心部では、特に大通公園以南の駐輪場不足が深刻で、路上放置が著しく、長年の課題となっていた。
  - ・用地の確保は困難、歩道上での整備は景観面の課題があるため、西2丁目線の道路地下を活用して、大規模な駐輪場を整備。
  - ・駐輪場の整備に合わせて、周辺を放置禁止区域に指定。

### ◆ 駐輪場の概要

- ・場 所：札幌市中央区南1条西2丁目ほか
- ・延長・規格：L=160m、W=11.9~12.3m
- ・事業期間：平成26年~令和4年
- ・供用開始日：令和4年4月1日
- ・駐輪台数：1,354台（地下1階 628台、地下2階 726台）
- ・指定管理者：大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ
- ・利用料金：1回100円、1か月1,500円（原付は2倍）
- ・利用時間：6時~24時（通年営業）



## 都心部の駐輪場整備① (西2丁目線地下駐輪場)

### ◆ 駐輪場の設備等



▲ 地下1階は通年営業



▲ 地下2階で冬期保管



▲ サイクルコンベア



▲ エレベーター



▲ 入出場管理ゲート



▲ 空き状況のWeb画面

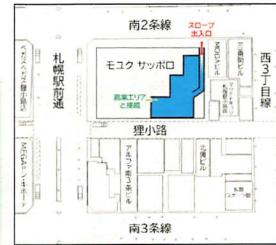


▲ 無人駐輪場の遠隔操作が可能

## 都心部の駐輪場整備② (南2西3地下駐輪場)

### ◆ 南2西3地下駐輪場の整備

- ・大通以南の駐輪容量を確保するため、まちづくりと連携して、再開弁ビルの地下に駐輪場を整備。
- ・駐輪場の整備に合わせて、大通地区の放置禁止区域を拡大。



### ◆ 駐輪場の概要

- ・場 所：札幌市中央区南2条西3丁目  
(moyuk SAPPORO地下1階)
- ・専有部面積：725.36㎡
- ・事業期間：平成27年～令和5年
- ・供用開始日：令和5年6月1日
- ・駐輪台数：743台(自転車のみ)
- ・指定管理者：大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ
- ・利用料金：1回100円、1か月1,500円
- ・利用時間：6時～24時



## 有料駐輪場の管理運営

### ◆ 有料駐輪場の管理運営

市内285か所の公共駐輪場のうち、都心部24か所が有料で、指定管理者による管理運営。(札幌駅周辺はH17から、大通周辺はR4から有料)

料金表

※シーズンは4/1～11/30まで

区分			単位	自転車	原付機付自転車	
定期料金	屋根のある駐輪場	一般	1か月	1台につき	1,500円	3,000円
			3か月		4,100円	8,200円
			シーズン		9,000円	18,000円
		学生	1か月		1,000円	2,000円
			3か月		2,700円	5,400円
			シーズン		6,000円	12,000円
	屋根のない駐輪場	一般	1か月		1,000円	2,000円
			3か月		2,700円	5,400円
			シーズン		6,000円	12,000円
		学生	1か月		700円	1,400円
			3か月		1,900円	3,800円
			シーズン		4,200円	8,400円
一時利用			1回	100円	200円	



## 放置自転車の撤去・保管・返還

### ◆ 放置禁止区域内の対策（R6.9現在：29か所の駅周辺）

- ・自転車の放置が著しい駅周辺において、駐輪容量を確保できた箇所から、順次、放置禁止区域に指定。
- ・事前に警告札（黄札）を取り付け、放置自転車を即時撤去。【R5：4,599台 うち都心部が4,274台】



### ◆ 放置禁止区域外の対策

- ・放置禁止区域以外の公共の場所でも、注意札（青札）を取り付け、3日以上放置された自転車を撤去。【R5：1,236台】



### ◆ 撤去自転車の保管・返還

- ・撤去した自転車は、市内9カ所の自転車保管場所で2か月保管。
- ・撤去自転車を利用者に返還する際、撤去に要した費用を徴収。【自転車 2,000円、原付 4,000円】
- ・利用者への返還は概ね4割程度で、残りは売却・譲渡・廃棄処分。



## 駐輪場の維持管理や誘導

### ◆ 自転車誘導整理員の配置

駐輪場内や路上の自転車整理、駐輪場への誘導、啓発等のため、市内に約140名の誘導整理員を配置。



### ◆ 駐輪場内長期駐車対策

駐輪場の有効活用を図るため、駐輪場内に1週間以上駐車されている自転車を年2回程度撤去。



### ◆ 冬期保管サービス導入

- ・従来から実施していた都心部に加え、それ以外の駅3か所でも、冬期保管サービスを実施。【1台：2,000円】
- ・降雪量の多い札幌では需要が大きい。



▲ 駐輪マナーの啓発札



## 放置自転車対策による効果

### ◆ 都心部における放置自転車対策の効果

大規模な駐輪場整備に合わせて、段階的に放置禁止区域を拡大し、撤去や啓発等の取組を進めたことにより、都心部の放置自転車が大きく減少。

H30 : 6,249台 → R3 : 2,649台 → R4 : 1,763台 → R5 : 501台



H22.8



R4.6

安全で快適な  
歩行空間の確保

良好な景観の維持

15



## シェアサイクルの展開

### ◆ シェアサイクル（民間事業者による事業）

- ・ H23から「認定NPO法人ポロクル」がシェアサイクル事業を運営。
- ・ 都心部の路上や公共施設、ホテル、観光スポット等へ50か所以上のポートを設置。
- ・ シェアサイクルの利用促進により、市民・観光客等の都心の回遊性向上に資する。
- ・ 道路占用許可の特例により、歩道上へのポート設置を許可。
- ・ 自転車活用推進計画においても、公共交通を補完する交通システムであるシェアサイクルの利用促進を位置づけ、ポート設置拡大への協力などを進める。



16





## 自転車通行位置の明確化①

### ◆ 自転車の通行位置

- ・ 自転車→道路交通法では“軽車両”
- ・ 車道の左側通行が原則
- ・ 歩道は歩行者優先  
→歩道上での無秩序な自転車通行、歩行者との錯綜が課題



### ◆ 矢羽根型路面表示の設置

- ・ 特に自転車通行に関する課題が多い都心部を対象として、平成30年3月「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み」を策定。
- ・ 車道混在（車道左側に矢羽根型路面表示を設置）を基本的な整備形態とした。



17



## 自転車通行位置の明確化②

### ◆ 矢羽根型路面表示の整備状況

- ・ R5年度末までに約24.1km整備（国道含む）
- ・ 今後、郊外駅周辺でも、優先順位をつけながら整備予定。



### ◆ 整備効果

- ・ 都心部における車道通行率が年々上昇

約12% (H25) → 約42% (R5)



18

## 自転車通行位置の明確化③

### ◆ ドライバー向けの啓発活動

- ・新免許取得時の講習での啓発パネルによる周知
- ・免許更新者へのチラシ配布

ドライバーのみならず  
**道路管理者からのお願い**  
北海道庁札幌本部

Q: このマークは何?  
A: 矢羽根型路面表示と併せて自転車通行位置を明示したものです。

自転車は軽車両、車道の左側を通行するのルールですが、季節を通行する自転車が多いのが現状です。

**見過ごしの悪い交差点では...**

車から見たイメージ

車道を通行する自転車は見えますが、歩道(特に左側)から出てくる自転車には気づきませんでした。【車から見た】

自転車と車の事故を防ぐためには、ルールどおり自転車が車道を通行してほしいのですが、課題もありません。歩道から出てくる自転車が多いです。

**自転車利用者**  
【路頭に車が駐車していると車道を通行するのが怖い】

**ドライバー**  
【車道のまん中に出てくる自転車が怖い】

**STOP! 路上の駐停車!**

道路管理者からのお願い

交通事故を減らすためにも、路上の駐停車をできるだけ少なくして、自転車が車道を安全に通行できるように協力ください。

【問合せ先】  
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部  
都市計画設計指導課  
【電話】 011-611-0216

札幌市 建設局 総務課 自転車対策課  
【電話】 011-211-2456

SAPPORO

## 自転車通行位置の明確化④

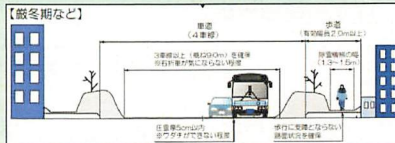
### ◆ 雪国ならではの課題1

- ・除雪により矢羽根型路面表示の劣化が早い→更新費用の捻出が困難



### ◆ 雪国ならではの課題2

- ・冬期間の路肩は堆雪スペース→自転車専用通行帯の整備が困難





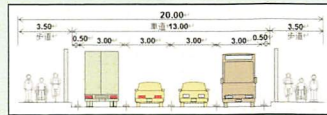


## 自転車通行位置の明確化⑤

### ◆道路空間再配分の事例(車線数削減による路肩幅員確保)

<札幌市道 北12条線>

- ・平成26年(2014年)に道路空間再配分を実施。
- ・道路の幅員は変更せず、車線数を4車線から2車線に変更。
- ・新たに生み出した空間を活用して自転車が通行しやすい幅員の路肩を整備。



ご清聴ありがとうございました。

来年 札幌でお待ちしております!!